総務文教常任委員会報告

令和７年９月２５日

ただ今から、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和７年９月１１日午前９時５５分から美浜町議会全員協議会室で、委員７名及び議長の出席のもとに本委員会を開会し、９月２日に本委員会に付託されました議案５件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び会計管理者、生涯学習推進課参事の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る９月２日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第６４号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：選挙運動用ビラの作成、及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の１枚当たりの限度額と限度枚数について説明を願いたい。

回答：ビラの１枚当たりの限度額は、７円７３銭から８円３８銭になり、限度枚数は町議会議員の場合には、２種類以内で１，６００枚である。
ポスターの１枚当たりの限度額は、５４１円３１銭から５８６円８８銭になり、枚数については、美浜町内の掲示場の数５６枚分である。

議案第６５号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：主たる改正理由として「住登外者宛名番号管理機能の追加」とあるが、どのような内容か。

回答：住登外者とは、町の住民基本台帳に記録されていない人、例えば美浜町に固定資産を有しているが、町外に居住している人等々のことであるが、現在各市町で各々に使用している各種システムを、全国で統一した標準準拠システムに移行するにあたり、住登外者に関しても宛名登録して宛名管理を行う機能が追加されることとなり、個人番号情報を利用するため、当該条例を改正するものである。

質疑：「個人番号を利用する事務等の追加」の説明文に、法定事務と準法定事務とあるが、その違いは何か。

回答：法定事務とは番号法の別表に規定された事務で、準法定事務とは法定事務に準ずる事務で、主務省令に規定された事務である。

議案第６６号 美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

質疑はありませんでした。

議案第６７号 美浜町職員の育児休業等に関する条例及び美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑はありませんでした。

議案第６８号 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：所得控除の対象として特定親族特別控除が新設されたが、これは大学生に対する控除を目的に設けられた制度なのか。

回答：居住者と生計を共にする、年齢１９歳以上２３歳未満の親族の方で、合計所得金額が５８万円以下の場合は、現在特定扶養控除という控除があるが、今回の改正で、この５８万円を超え１２３万以下の扶養親族について、新たに特定親族特別控除が設けられた。対象となるのは年齢１９歳以上２３歳未満の親族であり大学生年代になる。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第６４号　美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第６５号　美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第６６号　美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第６７号　美浜町職員の育児休業等に関する条例及び美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第６８号　美浜町税条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

以上のとおり審査を終了し、午前１１時２１分本委員会を閉会いたしました。以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。